

～絶縁油中 PCB 分析～ よくあるご質問 (1/2)

**Q1. 重電機器の製造年代とメーカーで PCB 含有の有無は判断できますか？**

- ①1954～1989 年までに製造された機器は PCB 混入の可能性あり
 - ②1990 年以降に製造された機器でも一部に可能性あり
 - ③2003 年以降には 社団法人日本電機工業会 (JEMA) 加盟の全メーカーが絶縁油の受け入れ分析を行うようになったため混入の可能性はない。
- とされています。しかし、一般の産業廃棄物として廃棄する際は、製造年代に関わらず、PCB が入っていないという証明書が必要になります。メーカーからの不含証明書が発行されない場合は、分析により証明する必要があります。

Q2. 絶縁油中 PCB 濃度が 0.5mg/kg 以下の時はどうするのですか？

- ・ 廃重電機器等について、機器毎に測定した廃重電機器等に封入された絶縁油中の PCB 濃度が処理の目標基準である 0.5mg/kg 以下であるときは、PCB 廃棄物に該当しません。
- したがって、一般の産業廃棄物としての処理が可能です。

Q3. 廃棄となった重電機器に PCB が入っていたらどう対応をとればいいのでしょうか？

- ・ PCB 特別措置法により都道府県知事へ報告の義務があります。(毎年 6 月 30 日までに前年度分を報告) 特別管理産業廃棄物責任者を設置し、適正に保管しなくてはなりません。
- 詳しくは、当社発行ザ・ナイツレポート NO. 07005「PCB 廃棄物を保有する事業者の責務」をご覧ください。

Q4. サンプルングの量はどれくらいですか？

- ・ 当社のサンプルング用ガラス瓶 (30ml) に半分 (10～15ml) あれば十分です。

Q5. 使用中の電気機器も PCB が入っているか確認する必要がありますか？

- ・ 現段階においては、機器の定期点検や停電時に PCB 含有の調査実施を推奨しています。使用中の重電機器は経済産業省の管轄であるため廃棄物には該当しません。経済産業省は「電気の使用や供給に大きな支障が生じない範囲で、PCB 廃棄物の処理体制を踏まえ、当該電気機械器具の使用を計画的に中止すること」を電気機械器具の設置者に対し求めています。

Q6. 使用中の電気機器に PCB が入っていたらどうすれば良いのでしょうか？

- ・ 絶縁油に含まれる PCB 濃度が、0.5mg/kg を超えた場合は、電気関係報告規則 第 4 条の表第 15 の 2に基づく使用の報告が必要になります。

設置場所を所轄する産業保安監督部長に報告の義務があります。

例) 関東地方であれば、関東東北産業保安監督部

使用中の重電機器は、PCB 特別措置法・廃掃法に該当しません。任意での届出になります。

注意！ 電路から一度取り外した PCB 工作物は、「電気事業法/電気設備に関する技術基準を定める省令」第 19 条により、電路への再接続は禁止されています。

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤アスベスト分析
- ⑥絶縁油中の PCB 分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壤汚染対策法に基づく土壤汚染状況調査



～絶縁油中 PCB 分析～ よくあるご質問 (2/2)

**Q7. 照明器具に使用される安定器はどのような対応をとれば良いのでしょうか？**

・PCB 使用安定器は 1957 年（昭和 32 年）から 1972 年（昭和 47 年）8 月までの間に製造されていました。そこで安定器の種類、型式により、ほぼ PCB 含有の判断ができます。（メーカー問合せ）

安定器の型式・年代が確認できず、分析により PCB 含有の有無を確認する場合、安定器を分解する必要があります。

ただし、PCB 使用廃安定器を分解又は解体等した場合、コンデンサ以外の部分が PCB に汚染されている可能性があるため、PCB 使用廃安定器からの PCB の飛散、流出等を避ける観点から、

「PCB 使用廃安定器を分解又は解体等せずに保管することが望ましい」

との文言が環境省より各都道府県宛てに配信されていますので、当社で分解、測定することはしておりません。測定が必要ということであれば、油のみご提供くださいますようお願い致します。

また、型式・年式が分からない安定器の取り扱いについては各都道府県の廃棄物対策課等へお問い合わせください。

Q8. 変圧器の上層と下層で油を採油したとき PCB 濃度の違いはあるのですか？

・PCB の性質として油によく溶けているため、ほぼ均一となっていると思われます。

Q9. 小型のコンデンサで、油の採取が出来ない場合はどうするのですか？

・まずは製造メーカーに年代と型式から判断できないか確認をお願いします。PCB が入っているか確認が取れなかった場合は、PCB が高濃度で含有しているものとして保管してください。

小型の機器は現在処理の対象外ですが、日本環境安全事業(株)にて処理されるため個別で処理の方法を問合せしていただくことになります。（北九州事業区域及び北海道事業区域は可能。2013.6 月現在）小型とは 10kg 以下の機器を指します。

Q10. PCB 廃棄物となった機器から油を抜いて保管していいのでしょうか？

・重電機器の破損などで大量に油が漏れていない限りそのまま保管されることをお勧めします。ドラム缶などに油を移した場合、重電機器は PCB 含有（付着物）として、またドラム缶の油も PCB を含む油として処理することになります。現在の処理体制では重電機器ごと処理の対象となっており、機器の総重量によって処理の料金が変わります。

Q11. PCB 分析の依頼をしたいのですがどうすればいいのでしょうか？

・当社 0120-01-2590（フリーダイヤル）までお問い合わせください。また分析依頼用紙の書き方に つきましては、ホームページ “分析依頼用紙” をご確認ください。

<http://www.knights.jp/ana/pcb/pcbiraioushichm.pdf>

詳しくは、当社 分析担当者 佐藤（旭）、相沢（フリーダイヤル 0120-01-2590）までお気軽にお問い合わせください。